

★ News 『消費税率の引上げ』への留意点

消費税の税率が、平成 26 年 4 月 1 日(施行日)から 8%に引き上げられます。

■ 8%の新税率は、施行日(4月1日)以後に、国内において事業者が行う課税資産の譲渡等に対して適用されます。

適用開始日である 4 月 1 日をまたいで取引について、新税率 8%が適用されるのかの判断基準は、資産の譲渡等の日が適用開始日 4 月 1 日以後であるかが原則です。適用開始日前に行われた資産の譲渡等には、改正前の 5%が適用されることになります。

■「資産の譲渡等」とは、事業として有償で行われる資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供をいいます。

資産の譲渡等の行われた日

- ① 資産の譲渡…引渡しがあった日
  - ② 資産の貸付…契約・慣習により支払いを受けるべき日
  - ③ 役務の提供
- 〔物の引渡を要する請負契約…全部を完成して引き渡した日  
物の引渡を要しない請負契約…役務の提供を完了した日〕

※前受金の收受の時や、未収金決済の日に関係なく、引渡しや役務の提供をした日が、資産の譲渡等をした日になります。

ただし、4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の 5%を適用する経過措置が設けられています。

■ 消費税引上げに伴う経過措置

<例> 工事の請負等の契約(その他の一定の請負契約を含む)に関する経過措置

- 要件
- ① 適用の対象となる契約であること
  - ② 契約(対価の額を含む)が、平成 25 年 9 月 30 日までに締結されたものであること
  - ③ 仕事の完成に長期間を要するものであること
  - ④ 仕事の内容に、相手方の注文が付されたものであること
  - ⑤ 仕事の目的物の引渡しが一括して行われるものであること

■ 「消費税の総額表示義務に関する特例」について (消費税転嫁対策特別措置法)

消費税法の「総額表示義務」は、一般消費者が商品等を選択する際、支払う額が一目で判るように、商品等の価格表示は消費税額を含む支払総額を記載することを義務付けたものです。

しかし、消費税率引上げに伴う措置として、「誤認防止措置(表示価格が税込価格と誤認されないための措置)がされているものに限り、総額表示しなくてもよい」という特例が設けられました。

〰〰〰

※ 特例で認められた期間  
平成 29 年 3 月 31 日まで(期間限定)

- ※ 認定防止措置の例
- ・〇〇〇円(税抜価格) ・〇〇〇円(税別)
  - ・〇〇〇円(本体価格) ・〇〇〇円+税
  - ・〇〇〇円+消費税 など

※ 速やかに総額表示する努力義務規定がある。

○確定申告の準備をお願い致します。

〒462-0844

名古屋市北区清水 2-19-9

田中会計事務所 税理士 田中育雄

TEL052-915-8902 FAX 052-911-8259

<http://www.tanakaaccountingfirm.jp/>

